

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年1月10日（火）午後3時00分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村	田	正	己	
2番	山	口	吉	広	
3番	久	乗	清	和	
4番	上	田	幸	子	
5番	上	田	隆	健	
6番	中	村	日	出	美
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	石	塚	義	博	
10番	辻	村	忠	雄	
11番	南		和	弘	
12番	芳	川	清	志	
13番	林		勉		
14番	森		一	博	
15番	井	上	文	彦	
16番	神	原	均		
17番	内	田	孝	司	
18番	川	嶋	久	治	
19番	吉	田	武		
20番	林		吉	一	

4. 遅刻委員 1番 村 田 正 己

5. 会議録署名委員
- | | |
|-----|---------|
| 1 番 | 村 田 正 己 |
| 2 番 | 山 口 吉 広 |

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局	藪 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可) |
| 議案第 2 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の
確認について (納税猶予 (出口)) |
| 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定に
ついて (利用権設定) |
| 報告第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出
について (5 条届出) |
| 報告第 2 号 | 農地の一時使用について (農地の一時使用) |
| 報告第 3 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意解約
の通知について (賃貸借合意解約) |

8. 会議の経過

(事務局)

それでは、令和5年第1回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

はじめに、●●●●につきましては、ご家族の方がコロナに感染され、濃厚接触者になられたため、本日は欠席させていただきますので、お伝えさせていただきます。

それでは、改めまして、新年あけましておめでとうございます。委員の皆さまにおかれましては穏やかに新春を迎えられましたこととお喜び申し上げます。

開催に先立ちまして、信貴町長より新年のごあいさつを頂戴したいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(町長)

町長あいさつ

(事務局)

ありがとうございました。信貴町長におかれましては、次の公務がございますので、退席されます。どうもありがとうございました。

(町長)

勝手を申しますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

～ 町長 退席 ～

(事務局)

それでは、本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、今、村田委員が向かっておられるということなので、14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

また、さる12月26日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

4番 上田幸子委員

8番 内田裕夫職務代理者

14番 森委員

15番 井上委員

事務局2名により実施しております。

(事務局)

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(村田委員 午後 3 時 8 分 入室)

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- | | | |
|---------|---|-----|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可) | 4 件 |
| 議案第 2 号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況
の確認について(納税猶予(出口)) | 1 件 |
| 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定
について(利用権設定) | 5 件 |
| 報告第 1 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届
出について(5 条届出) | 1 件 |
| 報告第 2 号 | 農地の一時使用について(農地の一時使用) | 1 件 |
| 報告第 3 号 | 農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意解
約の通知について(賃貸借合意解約) | 2 件 |

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。1 番の村田委員、2 番の山口委員、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●●●委
員)

議案第 1 号受付番号 1 から受付番号 4 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題がないものと思われま

(会長) 続きまして、議案第1号受付番号1の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号1について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) ただ今、議案第1号受付番号1について、説明がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号1を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号2と受付番号3については、譲受人が同じ方ですのでまとめて審議をします。また、報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号6及び受付番号7と関連する内容でもございますので、これもまとめて報告をします。まず事務局から説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号2及び受付番号3について説明する前に、関連する内容といたしまして、報告第3号受付番号6及び受付番号7を先に報告します。

報告第3号受付番号6について、議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

次に、報告第3号受付番号7について、議案書24ページをご覧ください。こちらも、内容については記載のとおりです。

両案件とも、令和4年12月1日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第1号受付番号2について、議案書3ページをご覧ください。

続きまして、議案第1号受付番号3について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今の議案案件、議案第1号受付番号2、受付番号3、及び報告第2号受付番号6と受付番号7につきまして、説明がありましたけども、これにつきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

よろしいですか。よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号2と受付番号3を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします

続きまして、議案第1号受付番号4の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号4について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号4につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号4を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、納税猶予の出口の案件を議題とします。

それではまず、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないと思われれます。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号1について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号1について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページと5ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署のほうに報告をします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題といたします。

それではまず、議案第3号受付番号1から受付番号5の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしく願いをします。

(●委員)

議案第3号受付番号1から受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号1の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号1について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。調書にございます一番上の1番目の条項、第3号第1項の基本構想適合とあるのですが、この基本構想とは何かというご指摘がございましたので、本日、皆さまにお配

(事務局)

りさせていただいております「久御山町農業経営基盤強化促進基本構想」と書かれた冊子をご覧ください。こちらは、平成7年に当時の農業振興を担当していた係が地域農業の関係団体等と連携して、国や府の基本方針に基づいて農業推進のための目標を策定したものになります。その後、内容の見直しをしながら、現在はお配りしている内容のものになっております。

戻りまして、所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号1について、ご意見ご質問はございませんか。

特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号2の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号2について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号2につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号3の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号3について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号3につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号4の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号4について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページと10ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号4につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。議案第3号受付番号4につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第3号受付番号5の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号5について、議案書17ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらの案件は、個人で経営しておられた方が法人での経営に切り替えていきたいとのことで、まずは法人で利用権設定を結び、経営実績をつけてから農業部門に参入されるとお伺いしております。今回は、一般法人での利用権設定になりますので、解除条件付の特例貸付にはなりますが、今後は、農地所有適格法人の要件を満たし、農業経営を拡大していく計画だとお聞きしております。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書18ページをご覧ください。ご覧のとおり、法人での経営面積はゼロとなっておりますが、カッコ書きで今までの個人経営のときの面積を記載しております。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページ、12ページ、13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号5につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようです。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号5について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

本日の審議案件につきましては、これで全て終わりましたので、これから報告案件に入ります。

まず、報告第1号受付番号2、農地法第5条第1項第7号の規定による転用の届出についてを事務局から報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号2について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。

本件につきましては、令和4年11月25日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号2の報告がありました。これにつきまして、何かご意見ご質問等があれば、頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見ご質問もないようですので、続きまして、報告第2号受付番号1、農地の一時使用についての報告に移ります。

これから報告していただく報告第2号受付番号1につきましては、●●委員に関係する案件でもございますので、当該事

(会長) 案の報告開始から終了まで退席をお願いいたします。

(●●委員 午後3時29分 退席)

(会長) それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、報告第2号受付番号1について、議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。農地の詳細と所有者については、21ページと22ページの別紙をご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の15ページ、16ページ、17ページをご覧ください。

本件については地元の委員に関する案件ですので、会長と職務代理者に現地調査等をしていただき、令和4年12月6日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長) ただ今報告第3号受付番号1の報告がありました。この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようです。

(●●委員 午後3時30分 入室)

(会長) それでは、議案書23ページと24ページの報告第3号はすでに報告済ですので、本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後3時30分 終了 —————